

意見書

2019年1月11日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

〒150-0011

東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4 階

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

(担当者：岸原孝昌)

電話番号：03-5468-5091

電子メールアドレス：info@mcf.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、2018年12月7日付けで公告された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

該当箇所	意見
改正電気通信事業法施行規則（以下「規則」という。）の解釈指針	電気通信事業法（以下「法」という。）26条の4の改正は、電気通信役務が一種の公共性を有するサービスともみられる場合があり、基礎的電気通信役務や指定電気通信役務又はこれらと同様に国民の生活に根ざし、早急な代替手段の確保が難しい一種の公共性のあるサービスを、特段の通知なく事業者が休廃止するとなると、当該サービスのユーザーに重大な影響が生じ得るため、事前に周知期間を設けて、ユーザーに別サービス等への移行を行う準備期間を与えるという趣旨で定めているものとして理解してよいか。
規則 22 条の 2 の 10 第 1 項における「電	電気通信業務は、電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいい（法 2 条 6 号）、電気通信役務の提供の業務には、①法 9 条の登録又は法

該当箇所	意見
気通信業務」の範囲	<p>10条の届出が必要なもの（クローズドチャットなど）と、②登録・届出が不要なもの（電子掲示板・オープンチャットなど）がある（法2条4号、法164条1項）。</p> <p>電気通信事業者でない事業者が②の業務の全部又は一部を廃止する場合には、法26条の4が適用されないことは明らかであるが、当該事業者との公平を保つためにも、法26条の4・規則22条の2の10のいう「電気通信業務」が①の業務に限られ、電気通信事業者が②の業務の全部又は一部を廃止する場合には法26条の4の適用がないと理解してよいか。</p>
規則22条の2の10第1項における「電気通信業務」の範囲	<p>日本国外に住所がある個人向けの電気通信役務の提供の業務の全部又は一部を廃止する場合には法26条の4の適用がないと理解してよいか。</p>
規則22条の2の10第1項における「休止し、又は廃止する」の意味	<p>メンテナンス等を理由とする一時的な電気通信業務に該当するサービスの停止は、電気通信業務の全部又は一部の休止に該当しないと理解してよいか。</p>
規則22条の2の11第1項3号の「契約の数」の数え方	<p>スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される電気通信役務の提供の業務に関して規則22条の2の11第1項3号の「契約の数」を数える場合、アプリケーションを長期間使用していないユーザー（かかるユーザーとの契約は少なくとも明示的には解約されていないことが多い。）の数を含めることは不合理である。そのため、長期間使用していないユーザーとの契約について、「契約の数」から除外して数えることは合理的であると理解してよいか。</p>
規則22条の2の11第1項3号の「契約の数」の数え方	<p>1つのアプリケーションにおいて種別の異なる電気通信業務に該当するサービスが複数ある場合など（クローズドチャットサービスとクローズドの掲示板サービス）、種別の異なる複数の電子通信業務のサービスが一体となって提供されている場合がある。この場合で、1のサービスを廃止するときは、当該サービスのユーザー数のみを数えればよいか。</p>

以上